

元外部監査公表第1号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、令和元年9月20日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月17日

福岡市監査委員	平 畑 雅 博
同	松 野 隆
同	谷 山 昭
同	篠 原 俊

1 監査報告と措置の件数

- 24 外部監査公表第1号（平成24年5月17日付 福岡市公報第5923号公表）分
（福岡市における補助金の執行状況について）・・・1件
- 28 外部監査公表第1号（平成28年4月28日付 福岡市公報第6297号(別冊)公表）
分（市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について）・・・5件
- 29 外部監査公表第3号（平成29年4月6日付 福岡市公報第6383号(別冊)公表）
分（基金の管理と運用について）・・・2件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

24 外部監査公表第1号（平成24年5月17日付 福岡市公報第5923号公表）分

第3部 各 論(個別補助金の監査)

第3章 こども未来局の補助金

第2節 子育て支援課（運営支援課）

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
(意見47) 幼稚園連盟運営補助金の対象経費の定めが概括的に過ぎる。要綱等でより明確に定めるべきである。	要綱を改正し、対象経費をより明確に定義した。

28 外部監査公表第1号（平成28年4月28日付 福岡市公報第6297号(別冊)公表）分

6. 個別の市民利用施設に関して

(4)経済観光文化局

XIII. 福岡市博物館 視点1 施設の有効活用 ① 博物館に係る総合的評価の実施及び評価結果等の開示について (意見)	博物館では、「福岡市博物館リニューアル基本計画（平成23年4月策定）」にある「博物館の使命」「博物館の活動方針」に基づき活動を行っているが、包括外部監査の意見を踏まえ、平成28年度
---	--

<p>博物館に係る総合的な成果の把握及び評価は実施されていない。</p> <p>博物館の評価に係る実施体制を整備し、総合的な成果の把握及び評価を行うことが望ましい。また、評価に当たっては入館者数、利用者の満足度、収蔵件数等の定量的評価と併せて、運営体制、来館者サービスの質等に対する定性的評価を検討することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(運営課)</p>	<p>から順次改善に取り組んだ。その成果については、「館議」において、事業進捗や館運営の面から、逐次、入場者数の把握と内部点検を行うとともに、博物館法に規定された「博物館協議会」において、教育関係者・学識経験者、地域住民等による外部評価を受けている。また、学識経験者からなる「博物館資料収集委員会」を開催し、資料収集活動に係る評価を受けている。</p> <p>定量的評価項目である入館者数、企画展や講演会等の開催回数、運営体制等については「年報」として取り纏め、滞りを解消し、平成31年3月の「博物館協議会」等に示し、外部評価を頂いている。</p> <p>また、定性的な項目としては、資料の収集、保存・活用、調査・研究、普及啓発について、毎年「収蔵品目録」「研究紀要」「博物館だより」等を刊行し、市ホームページで開示するとともに、平成28年度から一部変更して展覧会来場者へのアンケート調査を行い、利用者の満足度等、データ収集に努めている。</p> <p>評価結果については、「博物館協議会」議事録を市ホームページで開示している。</p>
---	--

(6)住宅都市局

<p>Ⅱ. 福岡市立霊園</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 指定管理者制度の採用について(各霊園)</p> <p>(意見)</p> <p>霊園について、更なる施設の有効活用を推進するため指定管理者制度の導入を検討することが望まれる。指定管理者制度とは公の施設の管理に民間の知見を活用しながら</p>	<p>平成31年3月議会で福岡市立霊園条例を改正し、令和2年度から指定管理者制度を導入することとした。</p>
--	---

<p>ら、市民サービスの向上を図ることを目的とする制度である。指定管理者制度の採用により、民間の発想を取り入れることで、利用者に対するサービス向上が期待できると考えられる。</p> <p>(みどり運営課)</p>	
--	--

(7)道路下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>I. 福岡市営駐車場 視点2 受益者負担のあり方 ④ 望ましい受益者負担割合の検討について(各市営駐車場) (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。</p> <p>ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は設定していない、施設の減価償却費は加味していない等であった。</p> <p>市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(駐車場施設課)</p>	<p>市営駐車場は、施設の特性や性格から、付近の駐車料金に比して著しく均衡を失しないことが必要なため、平成30年度に周辺駐車場の料金調査を行い、令和元年10月の消費税率の引上げに合わせて駐車料金の額を改める等の条例改正を平成31年3月に行った。</p> <p>また、今後の料金収入を含めた施設管理や経営手法等を検討するため、同月、外部有識者や市民団体の代表者で構成される検討委員会を設置し、経営計画を令和2年度までに策定することとした。</p>
<p>II. 市営バスターミナル(藤崎バスターミナル) 視点2 受益者負担のあり方 ① 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p>	<p>市営藤崎バス乗継ターミナルは、施設の特性や性格を踏まえ、平成31年3月、外部有識者や市民団体の代表者で構成される検討委員会を設置し、今後の料金収入を含めた施設管理や経営手法等を検討することとした。</p>

<p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。</p> <p>ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は設定していない、施設の減価償却費は加味していない等であった。</p> <p>市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(駐車場施設課)</p>	
---	--

(12)保健福祉局

監査の結果	措置の状況
<p>I. 福岡市立老人福祉センター</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>② 老人福祉センターのあり方の再検討について(各老人福祉センター) (意見)</p> <p>各老人福祉センターの老朽化が進んでおり今後修繕等に要する費用が増加することが予想される中で、施設の必要性に疑念が生じかねない現状にあると考えられる。また、老人福祉センターにおける利用実態の把握も不十分と考える。</p> <p>このため、市は老人福祉センターの実態調査を行った上で、老人福祉センターのあり方について改めて検討を行い、提供する行政サービスの内容を再構築及び明確化することが望ましい。また、再構築した内容に合わせ、ハード・ソフト両面において施</p>	<p>平成28年に老人福祉センターの利用実態を調査し、平成29・30年度に老人福祉センターの今後のあり方、提供する行政サービスの内容について検討を行った。その結果を踏まえ、平成31年度(4月)より、「健康づくり機能」、『就業・創業支援による「生きがいつくり」機能』の強化・付加を実施した。</p>

策を実施することが望まれる。 (高齢福祉課)	
---------------------------	--

29 監査公表第 3 号（平成 29 年 4 月 6 日付 福岡市公報第 6383 号(別冊)公表) 分

Ⅲ 基金の管理と運用について

第 2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

6. 各基金の管理と運用に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(13) 福岡市健康づくり基金

監査の結果	措置の状況
<p>①基金の使途に係る情報開示の拡充について (意見)</p> <p>市は、基金取崩額の使途の計画について、より具体的な内容を外部に公表することが望まれる。市は、市民にとって有用な情報は何かについて検討し、積極的に情報開示の拡充を図っていくことが望ましい。 (保健福祉局健康増進課)</p>	<p>ふくおか応援寄付ホームページにおける市民への情報提供について、平成 30 年 9 月末より実施した。</p>

(36) 福岡市高速鉄道建設基金

監査の結果	措置の状況
<p>①事業実施部局による基金に係る計画立案の必要性について (意見)</p> <p>財政局にて市全体の財政状態を踏まえつつも、福岡市高速鉄道建設基金を資金需要に即してより効果的に活用するため、事業を実施する交通局が主体となり、その積立及び取崩の計画を立案し、実行することが望まれる。さらに、基金の活用状況については、交通局が主体的に立案した計画に従って適切に実行されているか評価を行うことが望まれる。 (交通局経理課)</p>	<p>福岡市地下鉄経営戦略を平成 31 年 2 月に策定したことにあわせ、財政局と協議し、交通局が主体となって当該基金にかかる平成 40 年度までの積立及び取崩計画を策定した。</p>